

医師の負担の軽減及び処遇改善に資する計画

令和8年5月1日

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	目標達成年次	取り組み内容
初診時の予診の実施	実施済み (令和8年度も継続)	外来にドクターズクリニックを配置して、医師の診察時の準備を実施して、医師の診察時の準備を実施している
静脈採血等の実施	実施済み (令和8年度も継続)	処置室における検査オーダーに基づく静脈採血は、原則看護師が実施する。
入院の説明の実施	実施済み (令和8年度も継続)	・これまでは看護師が入院の説明を実施していたが、入院手続きなどの事務的な説明は医事課が実施することとし、定着してきている。 ・今後は、外来看護師体制を整備しながらアンケート等を確認し質の向上にも取り組んでいく
検査手順の説明の実施	実施済み (令和8年度も継続)	・看護師及び検査技師が行う。 ・看護師、臨床検査技師が、各検査に関する問い合わせや患者さんへの検査説明の実施。 ・レントゲン検査は診療放射線技師が、超音波検査は臨床検査技師が行う。
服薬指導	未達成 (令和8年度取り組み)	・病棟での服薬指導、持参薬管理を薬剤師が行う。

医療機器の管理	実施済み (令和 8 年度も継続)	・ 医師の指示の下、臨床工学技士が行う
診断書・主治医意見書などの作成	実施済み (令和 8 年度も継続)	・ 医師の指示の下、医師事務作業補助が行う
診療データなどの入力	実施済み (令和 8 年度も継続)	医師の指示の下、病棟検査データは検査技師が、コスト入力は看護師及び医事課事務員が行う

イ 医師の勤務体制等にかかる取組

項目	目標達成年次	取り組み内容
計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	実施済み (令和 8 年度も継続)	オンコールも含め、2 夜連続での割振りは行わないよう、割振りの段階で事務部
予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	実施済み (令和 8 年度も継続)	・ 医療安全の立場から予定手術前日の当直（オンコール含む）や夜勤を軽減して休息の確保を継続して行う。
育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	実施済み (令和 8 年度も継続)	・ 医師の希望される勤務体制に応じて育児や介護しながら対応できる体制を継続して行う。

2) 特定の個人に業務負担が集中しないように配慮した勤務体系の策定

- ・ 非常勤医で当直のシフトを作成し、常勤医が当直をしなくてもいいように取り組む。
- ・ 特定の医師に負担が集中する事がないよう、各医師とヒアリングと情報共有を行い、効率良く業務分担ができるような勤務体系を組むように努力する。